

一部通知および官報掲載事項の訂正

厚生労働省は、4月23日付けで、一部通知および官報掲載事項の訂正を通知しました。歯科に関わる主な内容は以下の通りです。

その他、医科や調剤に関わるものは、厚生労働省のホームページよりご確認ください。

(厚生労働省のホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/>)

<記載要領の訂正>

訂正項目	訂正内容
「処置・手術」欄について ノ「その他」欄について（オ）	床副子（4 摂食機能の改善を目的とするもの（舌接触摂食補助床））において、舌接触摂食補助床を製作又は旧義歯を用いた場合は、「舌接触摂食補助床」と表示し、当該補助床に係る印象採得、咬合採得、装着及び床副子の点数をそれぞれ記載する。
全体の「その他」欄について イ 医学管理について（ク）	診療情報提供料（Ⅰ）又は（Ⅱ）は、「情Ⅰ」又は「情Ⅱ」と表示し、点数を記載する。なお、診療情報提供料（Ⅰ）の加算は当該加算を合算した点数を記載し、退院患者の紹介の加算は「情Ⅰ加1」と表示し「摘要」欄に退院日を記載する。基本診療料に係る歯科診療特別対応加算又は歯科訪問診療料を算定している患者の紹介に係る加算は、「摘要」欄に区分「B009」の注6は「情Ⅰ加2」と表示し、注7は「情Ⅰ加3」と表示する。また、保険医療機関以外の機関への情報提供は、「摘要」欄にその情報提供先を記載する。
「摘要」欄について ク 手術について（ウ）	歯内療法では治療が困難な根尖病巣を有する保存が可能な小臼歯又は大臼歯であって、解剖学的な理由から歯根端切除術が困難な症例に対して、歯の再植による根尖病巣の治療を行った場合は、部位及び算定理由を記載する。なお、「傷病名部位」欄の記載から当該治療を行った部位が明らかに特定できる場合は、「摘要」欄への部位の記載を省略して差し支えない。

<官報掲載事項の訂正>

訂正項目	訂正内容
「歯冠修復・欠損補綴」の通則4	4 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M010、M011、M014からM015-2まで及びM017からM026までに掲げるものを除く。）を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、通則第6号又は第7号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。
「歯冠修復・欠損補綴」の通則7	7 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料及び同注5に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に歯冠修復又は欠損補綴（区分番号M010、M011、M014からM015-2まで及びM017からM026までを除く。）を行った場合は、当該歯冠修復又は欠損補綴の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。